

神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運輸部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「電気」である自動車（以下「EV」という。）をいう。

(2) 充電設備

EVに充電するための設備であって、別表2及び3に定めるものをいう。

(3) 燃料電池自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「圧縮水素」である自動車（以下「FCV」という。）をいう。

(4) 水素ステーション

FCVに燃料として水素を供給する設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 事業用等EVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県事業用等EV導入費補助金」という。）

(2) EV急速充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV急速充電設備整備費補助金」という。）

(3) EV普通充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV普通充電設備整備費補助金」という。）

(4) 乗用FCVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県乗用FCV導入費補助金」という。）

(5) FCトラックを導入し、運用する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県FCトラック導入費・燃料費等補助金」という。）

(6) FCフォークリフトを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県FCフォークリフト導入費補助金」という。）

(7) 水素ステーションを整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県水素ステーション整備費補助金」という。）

(8) 水素ステーションを運営する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県水素ステーション運営費補助金」という。）

2 前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表8に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表8に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表8に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国の補助金、国庫支出金その他の名称を問わず国からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第5条 補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）

3 利益等排除の方法は次のとおりとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

- (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（前号の場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(交付申請の書類)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表8に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定の通知)

第7条 交付又は不交付の決定は、別表1から別表8に定める様式により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表8に定める様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表8に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表8に定

める様式を知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表 1 から別表 8 に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第 7 条第 1 項の規定による交付申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、第 9 条に準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第11条 補助事業者は、規則第 4 条の規定による交付決定を受けた以降に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表 1 から別表 8 に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、交付の決定を受けた年度内で、知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表 1 から別表 8 に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表 5 に定める様式により、補助事業を実施する年度の 3 月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第 1 条第 1 項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別表 1 から別表 8 に掲げる書類により、補助事業完了の日から 2 か月以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表8に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、別表1から別表7に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表7に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表7に定める様式により通知するものとする。

5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は

関係者に質問をすることができる。

- 6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 7 知事は、第3項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(暴力団の排除)

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人その他の団体にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

(調査等への協力及び情報発信)

第21条 補助事業者は、県が補助事業終了後に必要に応じて行う調査等に協力するものとする。

2 知事は、補助事業の結果及び前項の規定により補助事業者から報告された内容について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に関して情報発信する場合は、県の補助金の交付を受けた旨を示すものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

2 令和5年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱の規定に従うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度に神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、前項の規定による改正前の当該要綱の規定に従うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行する。

別表 1 神奈川県事業用等EV導入費補助金

1 定義	別表 1 において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業用等EV EVであって、次のいずれかに該当する4輪以上のものをいう。 ア 自動車検査証記録事項の自家用・事業用の別が「事業用」であり、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、同条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下別表 1 において「EVバス」という。） イ 自動車検査証記録事項の自家用・事業用の別が「事業用」であり、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のもの（以下別表 1 において「EVタクシー」という。） ウ 貨物自動車及び貨物自動車をベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種用途自動車（以下別表 1 において「EVトラック」という。）であって、次のいずれかに該当するもの。 (ア) EVトラックのうち、自動車検査証記録事項の自家用・事業用の別が「事業用」であり、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供するもの（以下別表 1 において「EVトラック（事業用）」という。） (イ) EVトラックのうち、車両総重量2.5トン超であって、自動車検査証記録事項の自家用・事業用の別が「自家用」、用途が「貨物」又は「特殊」、及び自動車の種別が「普通」又は「小型」で貨物の輸送の用に供するもの（以下別表 1 において「EVトラック（自家用）」という。） エ 自動車検査証記録事項の自家用・事業用の別が「事業用」であり、貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業の用に供するもの（以下別表 1 において「EV軽トラック」という。） オ 自動車検査証記録事項の自家用・事業用の別が「自家用」であり、道路運送法第80条第1項に規定する自家用自動車有償貸渡業に供するもの（以下別表 1 において「EVレンタカー」という。） (2) リース 契約の名称にかかわらず、事業用等EVの貸主が、当該車両の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
-------------	--

2 第3条第1項の補助事業の範囲	(1) 第3条第1項第1号に掲げる事業であって、次のいずれかに該当するもの（以下別表1において「第1号補助事業」という。）とする。 ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。以下別表1において同じ。）又は個人事業者が、事業用等EVを導入する事業 イ リース事業者が、アに対してリースするために事業用等EVを導入する事業（ただし、リース事業者は、リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額する等の方法により、補助金相当額が補助事業で導入する車両の使用者（自動車検査証記録事項に記録される使用者。以下別表1において「車両の使用者」という。）に還元することを要件とする。なお、転リースにより車両をリースする場合は、「リース事業者」を「リース事業者及び転リース事業者」に、「リース」を「転リース」にそれぞれ読み替える。） (2) 補助対象とする事業用等EVは、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。 ア 交付決定後に初度登録又は初度検査される車両であること。 イ 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置が県内であること。 ウ EVバス、EVタクシー及びEVトラックにあつては、ラッピング等により、車両がEVであると分かるようにすること。 エ EVバスのラッピング等にあつては、県の補助を受けている旨を示すこと。また、EVタクシー及びEVトラックのラッピング等にあつては、県の補助を受けている旨を示すように努めること。
3 第3条第2項の補助事業者	(1) 第1号補助事業を実施し、かつ、事業用等EVの自動車検査証記録事項に記録される所有者（以下別表1において「車両の所有者」という。）となる者とする。ただし、割賦販売（所有権留保条項付売買契約により自動車販売業者、ローン会社等が車両の所有者となるもの。以下別表1において同じ。）により導入する場合は、車両の使用者となる者とする。 (2) 事業用等EVをリースにより導入する場合は、車両の使用者の同意を得てリース事業者と車両の使用者が補助事業者になるものとし、リース事業者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。
4 第4条第1項の補助対象経費	第1号補助事業に要する経費のうち、事業用等EVの車両本体の購入に係る経費（EVバス、EVタクシー及びEVトラックにあつては、これらを事業の用に供する仕様に変更するために必要と認める経費及び車両がEVであると分かるようにするラッピング等に係る経費を含む。）。ただし、第5条に該当する場合は、利益等相当分の排除を行うものとする。

5 第4条第1項の補助額の算出方法	1 台当たりにつき次のうちいずれか低い額とする。 (1) 第1号補助事業に係る補助対象経費に次表に定める車両別の補助率を乗じた額 (2) 次表に定める車両別の補助上限額 <table><tr><th>車両</th><th>補助率</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>E Vバス</td><td>3分の1</td><td>15,000千円</td></tr><tr><td>E Vタクシー</td><td>3分の1</td><td>1,000千円</td></tr><tr><td>E Vトラック</td><td>4分の1</td><td>5,000千円</td></tr><tr><td>E V軽トラック</td><td>—</td><td>200千円</td></tr><tr><td>E Vレンタカー</td><td>3分の1</td><td>1,000千円</td></tr></table>	車両	補助率	補助上限額	E Vバス	3分の1	15,000千円	E Vタクシー	3分の1	1,000千円	E Vトラック	4分の1	5,000千円	E V軽トラック	—	200千円	E Vレンタカー	3分の1	1,000千円
車両	補助率	補助上限額																	
E Vバス	3分の1	15,000千円																	
E Vタクシー	3分の1	1,000千円																	
E Vトラック	4分の1	5,000千円																	
E V軽トラック	—	200千円																	
E Vレンタカー	3分の1	1,000千円																	
6 第6条の交付申請の提出書類	(1) 神奈川県事業用等E V導入費補助金交付申請書（第1号様式） (2) 神奈川県事業用等E V導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1） (3) 注文書又は見積書（車両本体の購入に係る経費の額、値引き額等の明細が明記されているもの）の写し (4) (3)の注文書又は見積書の写しに、車両本体の購入に係る経費の額が明記されていない場合は、車両本体の購入に係る経費の額を証する書類 (5) 事業用等E Vの性能が分かる仕様書、カタログ等 (6) 補助事業者が個人事業者の場合は、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード（表面）のいずれかの写し又は住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）若しくはそれを複写したもの及び事業所の所在地を証する書類 (7) 補助事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）の原本若しくは写し又はこれに代わるもの及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2） (8) 車両をリースにより導入する場合は、共同申請同意書（第1号様式別紙3） (9) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達する場合は、利益等の排除に関する書類 (10) E Vトラック（自家用）を除く事業用等E Vを導入する場合は、補助事業者（車両をリースにより導入する場合は車両の使用者）に係る次のいずれかの書類を提出すること。ただし、新たに事業を始める場合において、交付申請時に提出できないときは、実績報告時に提出すること。 ア 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般貸切旅客自動車運送事業者の場合は、道路運送法第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの イ 一般乗用旅客自動車運送事業者の場合は、道路運送法第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの ウ 特定旅客自動車運送事業者の場合は、道路運送法第43条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又																		

	はこれに代わるもの エ 一般貨物自動車運送事業者の場合は、貨物自動車運送事業法第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの オ 特定貨物自動車運送事業者の場合は、貨物自動車運送事業法第35条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの カ 第二種貨物利用運送事業者の場合は、貨物利用運送事業法第20条に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの キ 貨物軽自動車運送事業者の場合は、事業を営む者として届出していることを証する書類の写し又はこれに代わるもの ク 自家用自動車有償貸渡業者の場合は、道路運送法第80条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの (11)その他知事が必要と認める書類
7 第7条の交付又は不交付の決定の通知に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県事業用等EV導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県事業用等EV導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県事業用等EV導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）。車両をリースにより導入する場合は、変更承認共同申請同意書（第4号様式別紙）を添付する。
9 第9条第2項の変更の承認等の通知に係る様式	変更を承認したときは、神奈川県事業用等EV導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更を承認しなかったときは、神奈川県事業用等EV導入費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
10 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県事業用等EV導入費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）。車両をリースにより導入する場合は、中止・廃止承認共同申請同意書（第7号様式別紙）を添付する。
11 第9条第4項の中止又は廃止の承認等の通知に係る様式	中止又は廃止を承認したときは、神奈川県事業用等EV導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止を承認しなかったときは、神奈川県事業用等EV導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
12 第11条第1項の補助事業の着手の日	次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。 (1) 車両の初度登録又は初度検査のあった日 (2) 全額の代金支払が完了した日（割賦販売等にあつては、その契約日又はその契約額を除く全額の代金支払が完了した日のいずれか遅い日）
13 第11条第2項の補助事業の完了の日	次の各号に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 車両の初度登録又は初度検査のあった日 (2) 全額の代金支払が完了した日（割賦販売等にあつては、その契約日又はその契約額を除く全額の代金支払が完了した日のいずれか遅い日）

	い日) (3) 下取車がある場合は、入庫のあった日	
14 第13条の実績報告の書類	(1) 神奈川県事業用等EV導入費補助金実績報告書（第10号様式） (2) 神奈川県事業用等EV導入費補助金事業結果報告書（第10号様式別紙1） (3) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者名義の口座に限る。） (4) 申請者と車両の所有者（割賦販売にあつては車両の使用者）が同一である自動車検査証記録事項の写し (5) 請求書等の写し（車両本体の購入に係る経費の額、値引き額等の明細を証する書類） (6) (5)の請求書等の写しに、車両本体の購入に係る経費の額が明記されていない場合は、車両本体の購入に係る経費の額を証する書類 (7) 第1号補助事業に係る経費の支払を証する書類の写し、第1号補助事業に係る経費の支払が担保された契約の締結を証する書類の写し又はその両方 (8) 下取車がある場合は、下取車に関する確認事項（第10号様式別紙2） (9) 車両をリースにより導入する場合は、自動車賃貸借契約書の写し (10)第1号補助事業で導入した事業用等EVの写真 (11)国の補助金等を受ける場合は、国の補助金等の交付決定通知書の写し又はこれに代わるもの (12)その他知事が必要と認める書類	
15 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県事業用等EV導入費補助金交付額確定通知書（第11号様式）	
16 第17条第2項に規定する知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	
	期間	
	EVバス	
	EVタクシー	
	EVトラック（事業用）	
	EVトラック（自家用）	
	EV軽トラック	
	EVレンタカー	乗用自動車
乗合自動車		5年
貨物自動車 （貨物軽自動車を含む。）		4年 （最大積載量が2トン以下の場合は、3年）
17 第17条第3	神奈川県事業用等EV導入費補助金財産処分承認申請書（第12号様	

項の財産の処分に係る様式	式)
18 第17条第4項の財産の処分の承認等の通知に係る様式	処分を承認したときは、神奈川県事業用等E V導入費補助金財産処分承認通知書（第13号様式）により、処分を承認しなかったときは、神奈川県事業用等E V導入費補助金財産処分不承認通知書（第14号様式）により通知する。

別表1 第1号様式（第6条関係）

神奈川県事業用等EV導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

〒 ー
住 所（法人等の場合は所在地）

氏 名（法人等の場合は名称及び代表者職・氏名）

※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載

生年月日 年 月 日生 性別

注 転リースにより導入する補助事業の対象車両である場合は、本紙中に当該転リース事業者についても上記内容を記載する欄を設け、連名（リース事業者、転リース事業者）で申請してください。

神奈川県事業用等EV導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、7の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（別表1 第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

- 1 申請者（リースにより導入する場合は、車両の使用者）が業として行う事業
（該当する□に「✓」を記載）

一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 乗車定員11人以上の特定旅客自動車運送事業 【EVバス】	一般乗用旅客自動車運送事業 乗車定員10人以下の特定旅客自動車運送事業 【EVタクシー】	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 第二種貨物利用運送事業 【EVトラック（事業用）】
☐	☐	☐
貨物軽自動車運送事業 【EV軽トラック】	自家用自動車有償貸渡業 【EVレンタカー】	車両総重量2.5トン超の自家用貨物自動車等を貨物の輸送に用いる事業 【EVトラック（自家用）】
☐	☐	☐

- 2 補助金交付申請額
神奈川県事業用等EV導入費補助金事業計画書（別表1 第1号様式別紙1）の3に記載の額
- 3 補助事業に係る事業用等EVの導入方法（該当する□に「✓」を記載）

未使用品のリース	未使用品のリース以外による導入 （現金、割賦販売等）
☐	☐

4 補助事業の着手予定日と完了予定日

次の事項のうち、最も早い日を事業の着手予定日に、最も遅い日を事業の完了予定日に記載してください。

- (1) 車両の初度登録日
- (2) 全額の代金支払が完了する日（割賦販売等にあつては、その契約日又はその契約額を除く全額の代金支払が完了する日のいずれか遅い日）

着手予定日	完了予定日

5 申請者の連絡先

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※ :	担当者名 :

※申請者が個人事業者の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

6 自動車販売店の連絡先 ※技術的事項について、確認することがあります。

事業者名 :	
TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名 :	担当者名 :

7 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること
（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

別表1 第1号様式別紙1

神奈川県事業用等EV導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称)	
使用者氏名 (申請者が <u>リース事業者の場合のみ</u> 記載)	
使用の本拠の位置 (自動車検査証記録事項上の使用の本拠の位置)	

2 導入する事業用等EVの概要

メーカー名					
車名					
型式					
自動車検査証記録事項 上の内容	自動車の種別	☐ 普通	☐ 小型	☐ 軽自動車	☐ 大型特殊
	用途	☐ 乗合	☐ 乗用	☐ 貨物	☐ 特殊
	自家用・事業用の別	☐ 事業用		☐ 自家用	

3 補助金交付申請額の算出 (該当する□に「✓」を記載)

次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無 (1) 補助事業者自身 (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社（前号以外）	(車両本体)	☐ 有	☐ 無
	(事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費)	☐ 有	☐ 無
国の補助金等との併用	☐ 有	(円)	☐ 無

事業用等E Vの補助対象経費（A） ※値引後の金額で消費税及び地方消費税を除く。	円
（うち車両本体の価格）	円
（うち事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費） ※E V軽トラック、E Vレンタカーは補助対象外のため、記載不要	円
補助対象経費（A）に車両ごとに定められた補助率を乗じた額（B） （1円未満を切捨て）	円
補助上限額（C）	円
補助金交付申請額 （（B）又は（C）のいずれか低い額） （千円未満を切捨て）	円

○補助金交付申請額の算定

車両	補助率	補助上限額
E Vバス	1 / 3	15,000,000 円
E Vタクシー	1 / 3	1,000,000 円
E Vトラック	1 / 4	5,000,000 円
E V軽トラック	—	200,000 円
E Vレンタカー	1 / 3	1,000,000 円

4 リースで導入する場合の補助金相当額の還元方法（該当する□に「✓」を記載）

車両の使用者への補助金相当額の還元方法 （申請者がリース事業者の場合のみ記載）	☐ リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額 ☐ 補助金相当額を現金で支払 ☐ その他（ ）
--	--

5 県の補助を受けている旨を示すラッピング等について（該当する□に「✓」を記載）

ラッピング等の実施	☐ 実施する ☐ 実施しない
-----------	--

※E Vバスは必須

※E Vタクシー及びE Vトラックはできるだけ実施するよう努めること

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名		フリガナ		生年月日		性別	住所
	姓	名	姓	名	(大正 T、昭和 S、平成 H)			
<代表者>								
(法人)								

※「**会計監査人**」等の法人を含む、登記事項証明書の「役員に関する事項」欄に記載の全ての役員（抹消事項に該当する者を除く。）を漏れなく記入してください。

記載した全ての者は、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の事項について同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。
 なお、誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	
リースで導入する車両の使用者	住 所（法人等の場合は所在地） 氏 名（法人等の場合は名称及び代表者氏名） ※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載 生年月日 年 月 日生 性別
転リース事業者 ※転リースの場合のみ記載	住 所（法人等の場合は所在地） 氏 名（法人等の場合は名称及び代表者氏名） ※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載 生年月日 年 月 日生 性別

（同意事項）

- ・審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。
- ・補助金はリース事業者に交付されること。
- ・リース事業者（転リースの場合は、転リース事業者を含む。）は、車両の使用者から領収するリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額し、車両の使用者に補助金相当額を還元すること。
- ・リース事業者（転リースの場合は、転リース事業者を含む。）又は車両の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者（転リースの場合は、転リース事業者を含む。）はあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられる場合があること。

(誓約事項)

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

別表1 第2号様式（第7条関係）

神奈川県事業用等EV導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県事業用等EV導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県事業用等EV導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。
- (2) 補助対象の事業用等電気自動車（EV）は交付決定後に初度登録又は初度検査される車両とし、交付の決定を受けた年度内で知事が別に定める期日までに事業を完了しなければなりません。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (5) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (7) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- エ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

- (8) この補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (9) その他規則及び神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる場合は、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 補助事業により取得した車両については、財産の種類ごとに定められた次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」という。）は、知事の承認が必要となります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類		期間
E Vバス		5年
E Vタクシー		3年
E Vトラック（事業用）		4年（最大積載量が2トン以下の場合は、3年）
E Vトラック（自家用）		5年
E V軽トラック		3年
E Vレンタカー	乗用自動車	4年（道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車又は軽自動車の場合は、3年）
	乗合自動車	5年
	貨物自動車 （貨物軽自動車を含む。）	4年（最大積載量が2トン以下の場合は、3年）

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- (1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで申請の取下げをすることができます。

別表 1 第 3 号様式（第 7 条関係）

神奈川県事業用等EV導入費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県事業用等EV導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 7 条により通知します。

(交付しない理由)

神奈川県事業用等EV導入費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住所
〔法人等の場合は所在地〕

氏名
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

注 転リースにより導入する補助事業の対象車両である場合は、
本紙中に当該転リース事業者についても上記内容を記載する
欄を設け、連名（リース事業者、転リース事業者）で申請し
てください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県事業用等EV
導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書
類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 円 変更後 円（千円未満切捨て）

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

変更承認共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の事項について同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	
リースで導入する 車両の使用者	
転リース事業者 ※転リースの場合 のみ記載	

（同意事項）

- ・ 審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。

神奈川県事業用等EV導入費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県事業用等EV導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により承認することとし、次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる内容は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県事業用等EV導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更承認通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県事業用等EV導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表 1 第 6 号様式（第 9 条関係）

神奈川県事業用等 E V 導入費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県事業用等 E V 導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表 1 第 7 号様式（第 9 条関係）

神奈川県事業用等EV導入費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

注 転リースにより導入する補助事業の対象車両である場合は、
本紙中に当該転リース事業者についても上記内容を記載する
欄を設け、連名（リース事業者、転リース事業者）で申請し
てください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県事業用等EV
導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、
申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

別表 1 第 7 号様式別紙

中止・廃止承認共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の事項について同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	
リースで導入する 車両の使用者	
転リース事業者 ※転リースの場合 のみ記載	

（同意事項）

- ・ 審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。

別表 1 第 8 号様式（第 9 条関係）

神奈川県事業用等 E V 導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県事業用等 E V 導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定により通知します。

別表 1 第 9 号様式（第 9 条関係）

神奈川県事業用等EV導入費補助金中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県事業用等EV導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県事業用等EV導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔 法人等の場合は所在地 〕

氏 名
〔 法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名 〕

注 転リースにより導入する補助事業の対象車両である場合は、
本紙中に当該転リース事業者についても上記内容を記載する
欄を設け、連名（リース事業者、転リース事業者）で報告し
てください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県事業用等EV
導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

補助事業の着手日と完了日

(1)又は(2)のいずれか早い日を事業の着手日に、(1)から(3)のうち最も遅い日を事業
の完了日に記載するとともに、()内に該当する番号を記載してください。

- (1) 車両の初度登録日又は初度検査日
- (2) 全額の代金支払が完了した日（割賦販売にあつては、その契約日又はその契約額を除く全額の代金支払
が完了した日のいずれか遅い日）
- (3) 下取車がある場合は入庫日

着手日		完了日	
年 月 日	番号 ()	年 月 日	番号 ()

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口 座 名 義 人	(フリガナ)
金 融 機 関 名	
店 名	
預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	

注 1 申請者名義の口座に限ります。
注 2 通帳等の写しを添付してください。

神奈川県事業用等EV導入費補助金事業結果報告書

1 補助事業の概要（該当する□に「✓」を記載）

申請者氏名 (法人等の場合は名称)	
車両の使用者氏名 (申請者がリース事業者の場合に記載)	
交付申請時からの使用の本拠の位置の変更 (自動車検査証記録事項上の使用の本拠の位置)	☐ 変更なし
	☐ 変更あり (変更後の使用の本拠の位置を以下に記載すること。)

2 導入する事業用等EVの概要（該当する□に「✓」を記載）

交付申請時からの車両の変更	☐ 変更なし	
	☐ 変更あり ※「用途」の変更は不可 (変更後のメーカー名、車名、型式を以下に記載すること。)	
	メーカー名	
	車名	
	型式	

3 補助金実績報告額の算出（該当する□に「✓」を記載）

交付申請時からの補助対象経費の金額変更	☐ 変更なし
	☐ 変更あり (変更ありの場合で、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼす場合 →事前に変更承認申請書（別表1 第4号様式）の提出が必要)

補助対象経費（A）	円
補助対象経費（A）に車両ごとに定められた補助率を乗じた額（B） (1円未満を切捨て)	円
補助金交付決定額（C） ※交付決定通知書に記載された補助金額	円
国の補助金等の交付決定額 ※国の補助金等を受ける場合のみ記載	円
補助金実績報告額（(B)又は(C)のいずれか低い額） (千円未満を切捨て)	円

4 リースで導入した場合の補助金相当額の還元方法（該当する□に「✓」を記載）

交付申請時からの車両の使用者への 補助金相当額の還元方法の変更	☐ 変更なし
	☐ 変更あり（変更後の還元方法を以下に記載すること。）

下取車に関する確認事項

年 月 日

神奈川県知事 殿

自動車販売店 郵便番号
所在地
名称
代表者の職
代表者の氏名

下取車に関する確認事項については、次のとおりで間違いありません。

入庫前の車検証上の使用者	
入庫日	年 月 日
下取額	

以下の表は、下取車がE V又は燃料電池自動車で、かつ過年度の県の補助金を受けた車両である場合のみ記入すること。

自動車登録番号又は車両番号	
初度登録年月又は初度検査年月	
車名（メーカー名）	
型式	
燃料の種類	
所有者の氏名又は名称	
使用者の氏名又は名称	

※ 下取車が県の補助金を受けた車両で、処分制限期間を経過していない場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を下取車に関して補助金の交付を受けた者へ命ずることがあります。

神奈川県事業用等EV導入費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付け 第 号で交付決定した神奈川県事業用等EV導入費補助金については、年 月 日付けで提出された神奈川県事業用等EV導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

神奈川県事業用等EV導入費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所

〔法人等の場合は所在地〕

氏 名

〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

注 転リースにより導入する補助事業の対象車両である場合は、
本紙中に当該転リース事業者についても上記内容を記載する欄
を設け、連名（リース事業者、転リース事業者）で申請してく
ださい。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県事業用等EV
導入費補助金に係る事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので、承認
を受けたく、申請します。

1 処分しようとする車両

(1) メーカー名・車名・型式

(2) 自動車登録番号又は車両番号

(3) 車台番号

2 処分の内容

3 処分の理由

別表 1 第13号様式（第17条関係）

神奈川県事業用等EV導入費補助金財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

1 処分する車両

- (1) メーカー名・車名・型式
- (2) 自動車登録番号又は車両番号
- (3) 車台番号

2 処分の内容

3 承認の条件

- (1) 処分が完了したときは、速やかに別紙の報告書、処分の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消すことがあります。

別表 1 第14号様式（第17条関係）

神奈川県事業用等EV導入費補助金財産処分不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)